

1. 件名：東海第二発電所 非常用ディーゼル発電機（2C）過給機の点検結果報告について
2. 日時：令和4年4月19日 15時00分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁2階打ち合わせスペース
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官、松宮原子力検査官補

日本原子力発電株式会社（以下「原電」という。）

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他1名

5. 要旨

原電から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、東海第二発電所非常用ディーゼル発電機2C、2D、2Hのうち2Cの過給機の点検を実施したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○過給機タービンブレード（以下「タービンブレード」という。）の左右2個ある過給機の各67枚のタービンブレードに設置されているワイヤ孔の測定結果、点検フローの第一判定である設計上の最大孔位置の差（0.31mm以内）を満足しているかを確認した。その結果、タービンブレードの孔位置5箇所については、点検フローの第一判定を超えているものの、第二判定であるファツリ一部のき裂有無確認（非破壊検査）を実施し、き裂のないことを確認した。

○孔位置測定及び非破壊検査の結果により、タービンブレードに異常がないことを確認した。なお、点検作業に伴いタービンブレードを取り外したことから、全て新規タービンブレードに交換した。

原子力規制庁は、原電からの説明後に質疑応答を行い以下の内容を確認した。

○今後の対応について、引き続き4定期検査毎の点検でタービンブレードの非破壊検査（浸透探傷検査）を実施する。しかし、今回のようなタービンブレードレーシングワイヤ孔の位置測定は実施しない。

○非常用ディーゼル発電機2C以外の過給機（2D、2H）の水平展開実施時期について、現在実施中の海水系配管工事の遅れによって変更する。

原子力規制庁から原電に対し、今後点検予定の非常用ディーゼル発電機について新たな知見及び不具合がなければ、点検結果報告書をメール等で送付も可能である旨伝えた。

6. 提出資料

- ・ 東海第二発電所 非常用ディーゼル発電機（2C）用過給機 点検結果報告について
- ・ 日本原子力発電 東海第二発電所の水平展開実施計画案

以上